



ドイツにおける同性愛解放運動とその課題：
ヒルシュフェルトから同性婚法まで

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 谷口, 栄一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00009973

ドイツにおける同性愛解放運動とその課題

—ヒルシュフェルトから同性婚法まで—

谷口 栄一

はじめに

2001年8月1日、いわゆる同性婚法がドイツでも施行された。「登録されたパートナーシップに関する法律(Gesetz über die Ertragene Lebenspartnerschaft)」¹⁾というのがこの新しい法律の正式な名称であるが、その発効までにはかなりの紆余曲折があった。原案を修正した上²⁾で、2000年11月にドイツ連邦議会で可決され、連邦参議院の同意を必要とせずに成立していたが、バイエルン・ザクセン両州は、この法が婚姻と家族を保護する憲法(ドイツ連邦共和国基本法)第6条に違反するとして、施行を延期するように訴えを起こしていた。これに対し連邦憲法裁判所は2001年7月18日、両州の訴えを却下する判決を下し、新法の発効が実現することになったものである。

この法律の是非をめぐる、議会のみならずマスコミなどにおいても激しい議論が繰りひろげられた。同性婚を認めるべきでないとする人々の論拠は、しばしばきわめて古典的な同性愛批判であったが、逆にいえばこれは、19世紀後半に始まるヨーロッパのゲイ擁護運動が常に直面してきた困難の核心部分でもあった。本稿では、特に20世紀ドイツのゲイ擁護運動が直面してきた困難を歴史的に考察し、同性愛に対する社会の見方がどのように変わってきたのか、また今なお克服されなければならない課題とは何か、検討してみることにする。

1

同性婚法とは、通常の夫婦に対して認められているのと同じ権利を同性のカップルにも認める法律であるが、実のところ北欧を中心としたヨーロッパではさほど珍しいものではなくなっている。同性婚法を最も早く導入したのはデンマークで、1989年10月1日のことであった。これに続いて、1993年にノルウェー、1995年にスウェーデン、1996年にアイスランド、そして1998年にはオランダが、それぞれほぼ同じ内容の同性婚法を施行している。フランスで1999年11月に制定されたPACS法は、協定を結んだ同居カップルに結婚とほぼ同じ権利を付与するものであるが、このカップルは異性でも同性でもよいことになっており、フランスにも実質的に同性婚法が存在することになる。同性愛のカップルにこうし

-
- 1) 法律の名称自体には「同性婚」という言葉は用いられていないが、第1章第1条に「同性の二人(zwei Personen gleichen Geschlechts)」と明確に規定されており(Vgl. Deutscher Bundestag-14. Wahrperiode, Drucksache 14/3751, S.3)、この法律は同性愛のカップルのみを対象とするものである。したがって本稿では、フランスのPACS法等との混同を避けるため、この法律を同性婚法と呼ぶことにした。
 - 2) 正確に言えば、法案は連邦参議院の同意を必要としない部分と必要とする部分の二つに分割され、2000年11月10日の連邦議会では、両方が可決されたが、12月1日の連邦参議院での議決においては、後者の部分(税金の優遇措置などを認めた部分)が否決された。(日刊新聞Die Weltの記事) *Bundestag beschließt Gesetz zur "Homo-Ehe"* <[2000.11.11]および> *Bundesrat macht Homo-Ehe zum Torso* <[2000.12.2]等を参照のこと。)

た権利を認めることを、今やEUが加盟国に要求するようになってきており、ベルギーも同性婚法の導入をすでに閣議決定し、2002年には議会を通過することが見込まれている。こうした流れの中で、ドイツにおいて同性婚法が施行されたことは何ら驚くに値しないことであって、むしろこれを否認するにはかなり積極的な理由を必要とする時代になってきている。

施行されたドイツの同性婚法においては、戸籍役場(Standesamt)等の役所において登録を行った同性愛のカップルに対し、同一の姓もしくは二重姓を名乗る権利(第2章第3条)³⁾、万一離婚した場合も含めた相互の扶養保護義務(同4条および5条)⁴⁾、遺産相続権の適用(同10条)⁵⁾、医療保険・介護保険においてパートナーが掛け金なしで一緒に加入すること(第3章第103条および108条)⁶⁾などが認められている。しかしながら、通常の夫婦には認められている養子縁組の権利(Adoptionsrecht)⁷⁾や税制上の優遇措置は認められていない。早い時期に同性婚法を導入していたデンマーク、アイスランド、スウェーデンでは、1999年から2001年にかけて相次いで養子縁組が認められるなど、同性婚法はより進歩的なものへと改正がなされ、さらにオランダでは世界で初めて、男女の夫婦と全く区別のない新同性婚法が2001年4月から施行された。これらの「先進国」に比べると、現段階のドイツの同性婚法は、ヨーロッパ諸国の中で平均的な水準のものであるに過ぎず、ゲイ問題に積極的な緑の党(連立政権与党)は、特に税制上の平等の必要性を主張し続けている。

同性婚法に反対した国会議員や法律家の多くは反対理由として憲法6条との整合性を挙げた。憲法第6条第1項には「婚姻および家族は国家秩序の特別の保護を受ける」⁸⁾とあり、同性愛のカップルに通常の夫婦と同じ権利を認めることは、この「特別の保護」すなわち特権を奪うことになるというわけである。連邦憲法裁判所の判決を前にした日刊紙『南ドイツ新聞』のインタビュー(2001年7月10日)の中で、保守系のノルベルト・ガイス連邦議会議員(CSU、党法務委員長)は、「憲法の意志に従うなら、われわれの社会の発展にとってより重要な諸々の規範、価値、生活様式、生き方のモデルといったものをあとの世代に伝える場である婚姻と家族を、国家は保護する義務を負う。シュレーダー政権が目指す同性婚法は、婚姻と家族をわれわれの社会の中心から追い落とすものだ。」⁹⁾と答えている。またバイエルン州法務大臣マンフレート・ヴァイスも、同紙のインタビュー(2001年7月11日)の中で、「男女の夫婦には特典が与えられているが、この特典は同性婚法によって損なわれる。」「同性愛のカップルに同じ特典を認めなくても、それは差別ではなく、通常のケースなのだ。」¹⁰⁾と答えている。憲法第6条との整合性はたしかに疑わしいところがあるが、子供を育てていく場としての家族を尊重する精神に基づくならば、同性婚

3) Deutscher Bundestag-14.Wahrperiode, Drucksache 14/3751 (2000.7.4), S.3.

4) Ebenda.

5) Ebenda, S.4.

6) Ebenda, S.29-32.

7) ドイツの同性婚法では、カップルの一方が子供を養子にすることはできるが、パートナーとの間に親子関係は認められない。それどころか、カップルの一方の実の子であっても、パートナーとの間に親子関係は認められていない。

8) 高田・初宿編訳『ドイツ憲法集 第3版』(信山社)の訳文を使用した。

9) <http://www.sueddeutsche.de/deutschland/politik/16128//index.php>

10) <http://www.sueddeutsche.de/deutschland/politik/16276//index.php>

法を非とするのではなく、むしろ北欧諸国やオランダのように養子制度を認めることによって整合性を確保すべきところではなかろうか。養子制度を認めずして家族の尊重を持ち出すのは、結局のところ、「子孫を残さない同性愛は国家社会の敵である」とする中世以来の同性愛者迫害の論理を正当化することになるのである。

シュレーダー政権は1998年の発足以来、緑の党を中心に同性婚法の導入を目指してきたが、実はドイツにおける同性婚法をめぐる議論は遅くとも1970年代末には始まっていた。北欧諸国やオランダに比べて導入が大幅に遅れた原因の一つに、同性愛擁護運動の分裂があった。北欧諸国ではこうした分裂が見られず、ゲイ運動が同性婚法の導入を当面の統一目標に掲げ、また北欧社会には因襲にとらわれない生活スタイルに対する寛容の伝統が根づいていたこともあり、順調にその目標を達成することができたのである。

ドイツでは1970年代末に、全国同性愛研究会(Allgemeine Homosexuelle Arbeitsgemeinschaft)の法学者たちが同性愛者に対する差別と偏見をなくすために、同性愛のカップルの結婚を合法化することの必要性を主張していた。戸籍役場でパートナー登録をすることによって、遺産相続、税法上の扱いが同性愛の夫婦と平等になるようにするというものであった。しかしながらこの時期の西ドイツのゲイ運動は、性的願望のままに生きることをよしとし、性生活の規制を拒否する傾向にあったことから、婚姻を同性愛のカップルのあり方のモデルとすることには強く反発した¹¹⁾。すなわち婚姻の特権を同性愛のカップルにまで拡大するのではなく、婚姻の特権を廃止することを求めたのである。既婚のカップル(夫婦)と非婚のカップルを平等に扱うべきであるのはもちろん、同性愛であれ異性愛であれ、カップルに限らずありとあらゆる生活スタイルに対して等しい権利が認められるべきだというのが、80年代の西ドイツのゲイ運動における主流派の主張であった。同性愛—異性愛という意識よりも、伝統的な性意識を破壊しつくすことにウェイトを置いていたと言える。このような流れの中で、1986年にゲイ運動の全国組織として連邦同性愛連盟(BVH)がケルンで設立されていた。同性婚をめぐる議論は、少なくとも同性愛解放運動の表舞台からは姿を消していた。

同性婚法が再び議論の対象となったのは、ドイツ統一直前の1989年頃のことであった。BVHの内部で改革派と呼ばれる人々が出現し、同性婚法の必要性をとなえたのである。この改革派の中心人物が、連邦議会議員フォルカー・ベック(緑の党)と元連邦検事マンフレート・ブルーンズであった¹²⁾。これらの改革派にとって追い風となったのは、デンマークにおいて1989年に同性婚法が実際に導入されたことであった。さらに、80年代のエイズの蔓延は同性愛に対する一般社会の敵意を生んでいたが、同性愛の感染者が多くなった原因は、ゲイのサブカルチャーにおける不特定多数の人々との性交渉にほかならなかった。西ドイツのBVHに対し、旧東ドイツにおいても、統一直前(1990年2月)にライプツィヒを拠点とするドイツゲイ同盟(SVD)という全国組織が設立されていたが、きわめて興味深いことに、旧東ドイツ地域のゲイ擁護運動家たちは一般に、旧西ドイツ地域の「匿名的で拘束のないセックス」¹³⁾を激し

11) Vgl. Helmut Blazek: *Rosa Zeiten für rosa Liebe. Zur Geschichte der Homosexualität*, Frankfurt am Main 1996, S.285f.

12) Vgl. Ebenda, S.297.

13) Ebenda, S.315.

く批判し、同性婚法制定の必要性を訴える人が多かった。こうしたいくつもの要因が重なることにより、同性婚法を求める動きはSVDを中心として同性愛者の中で急速に支持を集め、90年代前半にはすでに大きな潮流となり、ドイツの同性愛解放運動を二分する形で論争が繰り広げられることになった。同性婚法の制定を求めるゲイやレズビアン¹⁴⁾の250組のカップルが1992年8月19日に全国各地の戸籍役場にいっせいに婚姻届を出す統一行動(〈〉)Aktion Standesamt〈〉を起こしたことは、支持層の拡大を加速したばかりでなく、ドイツ国内のマスメディアの注目を集めた。ドイツのテレビ番組で何度かにわたって同性婚に関する特集討論番組が放送され¹⁴⁾、法律の専門家や与野党の政治家がこれに出演するなど、少しずつではあるが一般社会からも関心が向けられるようになっていった。

「婚姻」という伝統的な家族形式にこだわるべきなのか、それとも「婚姻」にこだわらずに異性愛の非婚カップルも含めた法律(PACS法タイプ)にすべきなのか、同性愛擁護運動家の間ではげしい議論が続いた。しかし社会全体が少しずつ変化していることは確かだった。1995年3月には当時野党だった「同盟90/緑の党」が、同性愛のカップルの一方が亡くなった場合に、賃貸契約をパートナー(遺族)が受け継ぐ権利を認める法案を、連邦議会に提出するにいたった¹⁵⁾。この法案は結局廃案になったものの、当時の法務大臣ロイトホイサー＝シュナレンベルガー氏は、ゲイやレズビアンのカップルが置かれている不利な状況を改善しなければならないとのコメントを発表している¹⁶⁾。1998年発足のシュレーダー政権において、ゲイの人権擁護にもっとも熱心であった緑の党が社会民主党と連立を組んで与党となったが、この政党の内部でゲイ擁護運動のリーダーシップをとっていたのは、80年代末以降同性婚法の必要性を唱え続けてきたフォルカー・ベックにほかならなかった。当初は消極的だった社会民主党の支持も得て、3年目の2000年になってようやく北欧やオランダなどと同じタイプの同性婚法案が提出され、原案通りではないものの、可決成立したのであった。

施行されたドイツの同性婚法が、オランダや北欧の改正法に比べて遅れた水準にあり、通常の夫婦と同じ権利が認められるにいたっていないことは先に述べたとおりであるが、これとは全く違った視点からの批判もある。正式には「登録されたパートナーシップに関する法律」という名称でありながら、同性愛のカップルのみを適用の対象にしていることに対し、正式な結婚をしていない異性愛のカップルからは、「同性婚法は異性愛者を差別している」というような主張もなされており¹⁷⁾、今後同性婚法をめぐる新たな問題が生じてくる可能性も否定できないことを付け加えておきたい。

ここまで70年代末以降の同性婚法をめぐる議論をたどってきたが、これだけでは同性愛擁護運動が何と戦ってきたのか、ほとんど見えてこないと思われる。むしろ同性愛問題の本質とは離れたところでの議論が多く見られた20年間だったようにさえ思われる。なぜ同性婚法が必要なのかを知るためにも、もう少し時代をさかのぼって19世紀半ばからの同性愛擁護運動史をふりかえり、この運動がそもそも何と戦ってきたのか、また問題はどこまで解決されているのか、考察していきたい。

14) Ebenda, S.316ff.

15) Vgl. Deutscher Bundestag-13.Wahrperiode, Drucksache 13/842(1995.3.17)

16) Blazek, a.a.O., S. 318.

17) Die Weltの記事〉*Diskriminiert das Gesetz zur Lebenspartnerschaft die Heterosexuellen?* 〈[2001.8.1]を参照。

2

ドイツ語圏の同性愛擁護運動の祖とされるのは、ドイツ語圏スイスの著述家ハインリヒ・ヘスリ(1784-1864)である。ヘスリの本業は帽子職人であったが、17年の歳月をかけて書かれた情熱の書『エロス、ギリシア人の男性同性愛』(1836/38年出版、ただし彼の住むグラールス州内での頒布を禁止された。)をはじめ、男性同性愛に関する著作を数多く残している。『エロス』においては、古代ギリシアの同性愛を認めようとしなかった当時のヨーロッパの古典文献学を批判して、古代ギリシア・ローマのみならずトルコ、ペルシア、アラビアの言語世界の文学作品までを考察の対象としながら、同性愛の自然性(自然に反するものではなく、人間の本性に深く根ざしたものであること)を強調している¹⁸⁾。彼は同性愛というものを、変えることのできない本性と見なしており、いくぶん曖昧な形ではあるが、これは近代的な意味での同性愛の概念ならびに同性愛者としてのアイデンティティーの成立を告げるものであった。これは19世紀後半から組織化・本格化するドイツのゲイ擁護運動の前提条件をなすものであった。漠然とした記述とは言え、同性愛者は男の肉体に女性の心が宿っているというヘスリのとらえ方は、20世紀にいたるまでゲイ擁護運動家の間でしばしば援用された理論であった。

ドイツ語圏の同性愛擁護運動は、ヨーロッパの他のどの地域よりも早く、1860年代後半にはすでに最初の盛り上がりを見せていた。この時代を代表する運動家としては、カール・ハインリヒ・ウルリクス(1825-95)や「同性愛(Homosexualität)」という言葉の生みの親であるカール・マリーア・ケルトベニー(1824-82)らが挙げられる。ドイツ統一を前にして、男色行為を罰するプロイセンの刑法143条がこれまで男色行為を無罪としていた地域にまで適用されることになったため、ハノーファーやバイエルンなど該当する地域の同性愛者たちは危機感を募らせていた。ドイツ統一後に制定されたドイツ帝国刑法においては、結局このプロイセン刑法143条を継承する形で、「男性同士の間で、または人間と動物の間で行われた自然に反する猥褻行為は、禁固刑によって罰する。また公民権喪失を宣告されることもある。」¹⁹⁾という第175条が生まれたのであった。19世紀後半以降のドイツの同性愛擁護運動は、この刑法175条の削除を求める運動となった。ところで男色行為を取り締まる法律の歴史は、この時代に始まったわけでは決してない。中世においては男色者は火刑や絞首刑に処せられることになっており、近世になってからも、カール5世によって公布された神聖ローマ帝国の『刑事裁判法』で火刑が明記されていた。ここで注意しておかなければならないのは、中世の慣習的な法であれ、ドイツ帝国刑法175条であれ、刑罰の対象となっているのはあくまでも男色行為であり、決して心理的状态ではないではないということである。19世紀後半のドイツにおいては、すでに近代的な同性愛の概念が成立していたが²⁰⁾、175条が取り締まりの対象としていたものは、決して「同性愛者」ではないのである。

19世紀末になって、同性愛擁護運動の組織化が進み、刑法175条に対する戦いがいよいよ本格化する。

18) Vgl. Heinrich Hössli: *Eros. Die Männerliebe der Griechen, ihre Beziehungen zur Geschichte, Erziehung, Literatur und Gesetzgebung aller Zeiten*. 2 Bde. Nachdruck der Ausgabe 1836/38, Berlin 1996.

19) Blazek, a.a.O., S.124.

20) 拙論「19世紀ドイツにおける「同性愛」の概念」(大阪府立大学独仏文学研究会『独仏文学』第33号 1999年)参照。同性愛が19世紀初めまでは原理的には誰でも犯しうる「行為(犯罪)」ととらえられていたのに対し、19世紀後半以降は主体の本質的な状態を表すものとしてとらえられるようになり、医療の対象となっている。

ナチスが政権を掌握するまでのドイツにおける同性愛擁護運動には相反する二つの大きな潮流があった。一つはベルリーンの精神科医マグヌス・ヒルシュフェルト(1868-1935)を中心とした医学的、生物学的、人権論的な同性愛解放運動であり、基本的には19世紀半ば以降の精神医学を批判的に継承し、また同性愛者を男性と女性の間位置する存在(第三の性)として解釈するヘスリやウルリクス立場を受け継いでいた²¹⁾。もう一つは、世界最初のゲイ雑誌『デア・アイゲネ』(1896-1932)を創刊したアードルフ・ブラント(1874-1945)を中心とする男性同盟のゲイ擁護運動であった。刑法175条の削除を求めているというただ一つの点においては、ヒルシュフェルトらの運動と共通するが、ブラントらの運動は人権運動と呼ぶのはふさわしくなく、反フェミニズム的・反近代主義的な男性賛美の文化運動であった。同性愛者を第三の性(特殊な種族)と見なす新しい同性愛概念に嫌悪感を抱き、女性同性愛者や女性的な男性同性愛者の参加は認められていなかった。男を愛する男性は男の中の男であり、女を愛する男性よりも男性的だという。いわばこの運動の機関誌でもあった『デア・アイゲネ』の中ではしばしば、古典古代から同時代にいたるヨーロッパの文学や芸術の研究や批評が掲載され、特に古代ギリシアの少年愛と18~19世紀ドイツの友愛礼賛²²⁾に強い共感が寄せられている。これらに依拠する形で、男性同性愛の有用性(教育的ならびに倫理的機能)が強調されるのであった。ブラントらの運動はそれ自体きわめて興味深いものではあるが、20世紀のゲイ運動の歴史全体から見れば、かなり異端的な流れであり、これについてはあらためて別の機会に詳しく論究したいと考えている²³⁾。

さてヒルシュフェルトを中心とした同性愛解放運動は、男色行為を罰する175条の削除を求めるのに、同性愛というものが「変えることのできない」本質的狀態であることを論拠とした。まず1897年に学術人道委員会を創設して、同性愛者と世間の両方を啓蒙するための積極的な活動を行った。多くの著名な文化人の署名を添えた削除要望書を1922年までに4度にわたって帝国議会に提出した。次第に政治家の支持も得られるようになって、1922年には議題に上ったが、ドイツ経済の混乱のため議論されることなく却下されてしまっている。ヒルシュフェルトはさらに、1919年に私財を投じてベルリン性科学研究所を設立した。これはいわば図書館とイベントホールの機能を併せ持つ学際的同性愛研究施設であった。ヒルシュフェルトのもっとも大きな功績は、自らの性的指向に思い悩む同性愛者を勇気づけたことである。彼は19世紀後半以降の精神医学の伝統を継承しながらも、フロイトやクラフト＝エービングのように同性愛者をネガティブにとらえることはなかった。異性愛者に比べて劣った人間ではないし、治療の必要な人間でもないことを断言していた。またヒルシュフェルトの活動は、運動のための運動になるこ

21) ヒルシュフェルトの生涯ならびに研究・啓蒙活動の業績に関する詳細は次の文献を参照。

Manfred Herzer : *Magnus Hirschfeld. Leben und Werk eines jüdischen, schwulen und sozialistischen Sexologen*, Frankfurt am Main/New York 1992.

22) ドイツ文学におけるホモエローティッシュな友愛の礼賛については、拙論「1750~1850年のドイツにおける友愛礼賛と同性愛」(大阪府立大学独仏文学研究会『独仏文学』第34号)参照。

23) 『デア・アイゲネ』ならびにブラントらの運動についての詳細は、次の文献を参照。Marita Keilson-Lauritz : *Die Geschichte der eigenen Geschichte. Literatur und Literaturkritik in den Anfängen der Schwulenbewegung*, Berlin 1997. また、同時代の学位論文であるが、いち早くブラント派における文芸評論や同性愛概念に着目したものとして注目に値する次の文献を参照のこと。Hans Dietrich : *Die Freundesliebe in der deutschen Literatur*, Nachdruck der Ausgabe Leipzig 1931, Berlin 1996.

となく、常に開放的であり、同性愛とは直接関係のない内外の文化人や政治家からも信頼を得ていたのは意義深いことである。フランスの作家ドミニク・フェルナンデスが「かつてこの地上で組織されたなかで最も重要な同性愛解放運動」²⁴⁾だったと述べているヒルシュフェルトの運動は、彼自身がユダヤ人であったこともあって、ナチスによって弾圧を受け、性科学研究所は破壊され、価値ある膨大な蔵書も焼かれ、運動は完全に消滅してしまった。現代でも首都ベルリンが、カミングアウトした市長に象徴されるように、同性愛に対して理解のある地域となっているのは、マグヌス・ヒルシュフェルトの功績によるところが少なくないと思われる。

3

ヒルシュフェルトらの活動自体は広範な支持を集めていたにもかかわらず、結局のところ刑法175条の廃止は実現していなかった。戦後の同性愛擁護運動も、刑法175条の削除を求めることからはじめなければならなかった。ナチス政権下で175条を根拠として、同性愛者に対する迫害が行われ、多くの同性愛者が強制収容所に送り込まれていたにもかかわらず、戦後ドイツの政治家は刑法175条を削除しようとはしなかった。175条をめぐる議論に関して言えば、ヒルシュフェルトの時代の政治家よりもむしろ保守的になっていた。1945年以降1960年代までに、刑法175条を存続させることが必要な根拠として、次のようなものが挙げられた。①道徳を維持すること②性生活の正常性③性生活の自然性④人口政策⑤婚姻と家族にとっての危機⑥国家の墮落⑦青少年保護⑧社会秩序の異性愛的構造の保護⑨性生活の保護⑩男同士の関係が汚されないようにする⑪同性愛の蔓延の防止²⁵⁾である。このうち⑦青少年保護などは比較的新しい論拠と言えるが、それ以外の大部分はきわめて古典的な同性愛批判であった。「子孫を残さない同性愛は国を滅ぼす」とか「同性愛は社会を墮落させる」といった主張は、18世紀後半から19世紀初めにかけての歴史家や法学者の著作の中に特にしばしば見られるが²⁶⁾、洋の東西を問わず出現する最も通俗的な同性愛批判でもある。労働力確保と東の脅威から国を守るためという二つの意味から、保守のアーデナウアー政権は子供の数を増やすことを求め続け²⁷⁾、こうした時代には常に同性愛者は多かれ少なかれ迫害されることになる。アーデナウアー時代にあっては、憲法第6条で保証されている家族を尊重することは、キリスト教道徳と結びつけられていた。犠牲を厭い、生活を楽しむために子供を持つとしない国民は、自然秩序に反するのであって、自己中心的で無責任だというわけであった²⁸⁾。刑法175条により有罪判決を受けた人の数も、ヴァイマル共和国時代に比べて増加している²⁹⁾。憲法で集会、結社、出版の自由は保障されているにもかかわらず、同性愛に関するものについては弾圧が加えられ、ゲイ雑誌の編集者が罰金刑を科されたりしている³⁰⁾。こうした状況の中でヒルシュフェルトのようなゲ

24) ドミニック・フェルナンデス：『ガニュメデスの誘拐 同性愛文化の悲惨と栄光』プロンズ新社 1992年、90頁。

25) Christian Schulz : *Paragraph 175. (abgewickelt) Homosexualität und Strafrecht im Nachkriegsdeutschland - Rechtsprechung, juristische Diskussionen und Reformen seit 1945*, Hamburg 1994, S.20f.

26) Vgl. Joachim Campe(Hrsg.) : *Andere Lieben. Homosexualität in der deutschen Literatur. Ein Lesebuch*, Frankfurt am Main 1988, S.324ff.

27) Vgl. Hans-Georg Stümke : *Homosexuelle in Deutschland. Eine politische Geschichte*. München 1989, S. 140f.

28) Vgl. Ebenda, S.141f.

29) Vgl. Ebenda, S.146f.

イ運動の復活はあり得なかった。

状況が大きく変わるのは1960年代半ばのことであった。知識人の間で同性愛に関する議論が幅広く行われるようになり、刑法175条の廃止は当然行われるべきものという認識に達した。ちょうどそのころ1966年にCDU/CSUとSPDとの大連立政権が誕生し、法相グスタフ・ハイネマンの提起に基づいて国会内に刑法改正特別委員会が設置され、ここでは60年代半ばの学者たちの意見をふまえて作成された草案に基づいて議論がなされた。保守派の議員も歩み寄りを見せ、ようやく1969年5月7日、改正法案³¹⁾が連邦議会を通過し、21歳以上の男子の間の男色行為は罪にならないことになった。これ以後の同性愛擁護運動は基本的に世間の道徳的偏見との戦いということになったわけである。

結びにかえて

同性婚法が施行されたからといって、同性愛者に対するドイツ社会の偏見がすぐになくなるというものではない。そもそも同性婚すなわちパートナー登録することはカミングアウトすることでもあり、社会の偏見がなくなる限り、この法律は真の意味での実効性を持たない。たしかにドイツの有力日刊紙『ヴェルト』の世論調査(2001年7月)によると、ドイツ国民の約52%が同性婚法の施行を「よい」と答えており、特に30歳未満の若い世代では、実に82%が「よい」と答えている³²⁾。ゲイであることをカミングアウトしているヴォーヴェライト氏がベルリン市長になるなど、同性愛に対するドイツ社会の理解は深まっているように思われる。しかしその一方で、高い失業率が続く中で職場での差別があったり³³⁾、またユダヤ人や外国人と同じように、男性同性愛者が極右の若者たちから暴行を加えられたりする事件が数多く報告されている³⁴⁾。また「行政職公務員や教師には同性愛者を採用すべきでない」と3分の2程度のドイツ人が考えているという衝撃的なアンケート結果も出ており³⁵⁾、同性愛者をとりまく状況は依然として厳しい。同性愛擁護運動の課題は数多く残されているのである。

しかし同性愛解放運動のあり方に批判すべき点はないのであろうか。同性愛者の論理のみで構築された理論によって同性愛者を解放することは不可能であり、同性愛者しか興味を示さない閉鎖的な同性愛解放運動はそもそも無意味であるということを忘れてはならない。ヒルシュフェルトのゲイ運動がそれなりの成果をおさめたのは、外に向けて積極的に情報を発信し交流し、信頼を得たからである。ドイツに限らず最近の同性愛解放運動では、ホモフォビア(同性愛嫌悪)の異常さを暴くことの重要性が強調されるが、そのためにはまず同性愛とは何であるかを説明し、同性愛の正常性を証明することが不可欠である。トーマス・マンの『ヴェニスに死す』を読んだ日本の若者の多くが「これは同性愛ではない」という感想を抱くようであるが、これこそまさに同性愛についての無知と偏見をあらわす端的な例である。たしかに最近のゲイ文学の作品の多くが、ゲイのサブカルチャーなどきわめて特殊な世界、非日常的な環

30) Vgl. Ebenda, S.137

31) Vgl. Schulz, a.a.O., S.40ff.

32) Die Welt の記事) “Homo-Ehe“-Gesetz kann in Kraft treten <[2001.7.19]を参照。

33) Vgl. Blazek, a.a.O., S.321ff.

34) Vgl. Ebenda, S.325ff.

35) Vgl. Ebenda, S.319.

境を舞台にしていたり、どぎつい性描写や性暴力に満ちた下手物になっており、ゲイの解放に貢献するどころか、逆に同性愛に対する偏見を増長しかねないものとなっている。いろいろ問題はあったにしても、ゲイ文学の古典を発掘したブラントらの文化運動はゲイ解放に少なからず貢献していたと思われる。同性愛運動を開放的なものにするためにも、21世紀の文学、映画、そしてマスメディアに大きな期待を寄せたい。

19世紀末以降の同性愛解放運動は基本的に、「同性愛者とは通常とは異なる本質を持つ種族である」ということを前提にして展開してきたものなのである。しかし175条が完全に姿を消し、同性婚法が制定された今、同性愛者・異性愛者の概念が妥当なものであるかどうかをもう一度吟味し直す必要が生じているのではないかと思われる。行為を取り締まる法律と戦っていた19世紀末と比べて現代の状況はあまりにも違いすぎる。たとえば、俗世間は同性愛はほとんど遺伝で決まると信じたくてしかたがないようであり、ヒトゲノムの解析が進んでいる現在、同性愛の遺伝子を発見してこれを根絶することが人類の幸福と繁栄をもたらすなどと信じている人間が科学者の中にもいるようである。同性愛者という概念それ自体が、きわめて異性愛的であり、極端な言い方をするならば、この概念が消失することこそが同性愛の真の解放を意味するのである。

(2001.11.15)